平成２３年（フ）第３８１号
大阪府貝塚市東108番地　市営団地13―302
吉川末秋方、住民票上の住所大阪府泉南市樽井７丁目12番３号
債務者　吉川　　奨
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
大阪府貝塚市石才27番地１パルコート守行110号、前住所大阪府岸和田市畑町248番地の４レオパレスイーグル201号
債務者　普久原朝也
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目２番９号
債務者　北川　智美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
大阪府泉南郡岬町淡輪4675番地の３
債務者　辻　　愛子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
大阪府泉南郡岬町淡輪4675番地の３
債務者　辻　　雅幸
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅10―102
債務者　上総　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
大阪府貝塚市福田31番地１　ファミールハイツフクダＡ201
債務者　永田　文司
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
大阪府貝塚市福田31番地１　ファミールハイツフクダＡ201
債務者　永田　美邦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―102号
債務者　山口　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番６―108号
債務者　小田眞智子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
大阪府泉南市樽井８丁目14番18―302号
債務者　増野　和子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
大阪府貝塚市石才46番地の１　サンプレイス貝塚Ｂ棟101号、前住所大阪府阪南市箱作1330番地
債務者　中谷　明美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
大阪府貝塚市東７番地コスモス東１号館605号
債務者　ホルモン焼ばっちょこと　上田　　修
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
大阪府泉南市樽井９丁目７番２号
債務者　小池　安之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
大阪府和泉市のぞみ野３丁目1189番地の247、前住所大阪府和泉市室堂町174番地
債務者　伊藤はづき（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
大阪府泉佐野市鶴原840番地の39
債務者　Ａ．Ｓマリンサービスこと　西道　淳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
大阪府岸和田市磯上町３丁目14番11号
債務者　佃　　有起
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係